

令和元年度第1回江別市上下水道事業運営検討委員会 議事録

日 時：令和元年8月6日（火）午後2時00分～午後3時50分

場 所：水道庁舎3階 A会議室

委員出席者：8名

木村克輝委員長、桶谷洋幸副委員長、林俊樹委員、中井悦子委員、
古川淳子委員、工藤則夫委員、野村祥二委員、斉藤佳保吏委員

事務局出席者：10名

佐藤水道事業管理者、菊谷部長、田中次長、廣木検査員、田中総務課長、
池田総務課参事、高橋水道整備課長、斉藤浄水場長、里下水道施設課長、
五島浄化センター長

傍 聴 者：2名

1. 委嘱状交付

2. 委員および職員の紹介

○出席状況と設置要綱の説明、配付資料の確認

総務課長： それでは、本日配布いたしました、江別市上下水道事業運営検討委員会設置要綱をご覧ください。

本日の出席者は、委員10名中8名で過半数に達しており、委員会設置要綱第6条第2項に規定する会議の要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、本委員会の趣旨等についてご説明させていただきます。

委員会の設置に関し、第1条で、幅広く外部の意見を求め、一層の経営健全化を推進するため、設置することとしております。所掌事項は、第2条で、水道事業・下水道事業の運営に関する重要な方針・施策等について、水道事業管理者に提言することとなっております。組織につきましては、第3条で、委員は10人以内をもって組織し、学識経験者は4人以内、市民団体又は関係団体の推薦を受けた方が4人以内、公募により選考した方が2人以内としております。委員の任期は、第4条で2年としており、今期の任期は令和元年7月1日から令和3年6月30日までとなります。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に郵送させていただきました。次第と委員名簿、江別市上下水道ビジョンと、資料1から資料6までです。

資料1は「江別市水道事業・下水道事業の概要について」、資料2は「公営企業

会計の仕組みについて」、資料3は「平成30年度決算の概要について」、資料4は「下水道事業の資金確保策について」、資料5は「料金収納業務委託の更新について」、資料6は「指定給水装置工事事業者の更新制度導入について」、以上でございます。資料はお揃いでしょうか。

○会議を公開することの説明

総務課長： 次に会議の公開についてですが、この委員会は、公開することとしており、委員会録も公開することになっております。

本日、傍聴希望者がおり、許可しますが、よろしいでしょうか。

(異議なし) 許可しますのでよろしく申し上げます。

～ 傍聴者入室 ～

3. 開会

総務課長： ただ今から、令和元年度第1回江別市上下水道事業運営検討委員会を開催いたします。

4. 委員長及び副委員長の選出

総務課長： それでは、議事に入る前に、委員長及び副委員長の選出を行いたいと思います。委員長及び副委員長につきましては、委員の互選で選出することとなっております。委員長の選出はどのような方法がよいか、ご意見ございませんでしょうか。

林委員： 指名推薦がよろしいかと思えます。

総務課長： ただいま、林委員から指名推薦とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

総務課長： それでは、どなたか、指名推薦をお願いいたします。

林委員： 委員長には、水の利用や排水処理など、上下水道に関する知見が豊富である、北海道大学大学院教授の木村委員を推薦いたします。木村委員は、これまでも本委員会の委員長を務められており、実績十分と思えます。

総務課長： ただ今、林委員から、委員長には木村委員をとの推薦がありました。他の委員の皆様、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

総務課長： それでは、委員長には、北海道大学大学院教授の木村委員が選出されましたので、木村委員、委員長の席へ移動をお願いいたします。

(移動後) 木村委員長からご挨拶をいただきたいと思えます。

～ 委員長挨拶 ～

総務課長： この後の進行につきましては、木村委員長にお願いしたいと思います。

木村委員長、よろしくお願いいたします。

委員長： 続きまして、副委員長を選出したいと思いますが、どのような方法で選出したらよいか、ご意見ございませんでしょうか。

林委員： 委員長と同じく、指名推薦がよろしいかと思えます。

委員長： ただいま、林委員から指名推薦というご提案がありました、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

委員長： それでは、どなたか、指名推薦をお願いいたします。

林委員： 副委員長には、企業会計に関する知見が非常に豊富で、今までも副委員長を務められていた、公認会計士の桶谷委員を推薦したいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長： ただ今、林委員から副委員長には桶谷委員をとの推薦がありましたが、他の委員の皆様はいかがでしょうか。

～ 異議なし ～

委員長： 異議がないということでしたので、桶谷委員を副委員長に選出したいと思います。桶谷委員は、副委員長席への移動をお願いします。

(移動後) 桶谷副委員長から一言ご挨拶をお願いします。

～ 副委員長挨拶 ～

5. 水道事業管理者挨拶

委員長： ありがとうございます。

それでは、次第の5、佐藤水道事業管理者からご挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

水道事業管理者： 皆様、こんにちは。

本日は、猛暑の続く中、何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様には、日頃から市政各般に御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、国の新水道・下水道ビジョンでは、安全、循環、強靱、持続などをキーワードに、広域連携や民間企業との連携、水道料金や下水道使用料の適正化に取り組むこととされています。そして、昨年末には水道法が改正され、特に「民間運営」がクローズアップされましたが、いわゆる民営化は遠い道のりであって、まずは広域化が最優先の課題であると受け止めております。

総務省と厚生労働省が、都道府県による「水道広域化推進プラン」の策定を支援するため、5月にマニュアルを作成しております。広域化した場合と、しない

場合の将来見通しをコスト面で比較し、広域化の効果を「見える化」するのが柱で、中長期の課題が把握できるよう、将来見通しは40～50年程度の期間を求めています。

水道事業は、人口減少による料金収入の減少や、老朽化した施設の更新需要の増大で厳しさを増しています。総務省は、経営基盤強化に向け、市町村の区域を超えた広域化への財政支援を強化しており、広域化推進プランを2022年度までに策定するよう都道府県に要請しています。そして、この推進プランが最終的に北海道の「水道事業基盤強化計画」に引き継がれると想定されるため、極めて重要なものとなります。

プラン策定に当たっては、水道事業者ごとの現状を整理し、将来見通しを分析。その際、給水人口をはじめとした自然・社会条件、災害時対応を含めたサービスの質、業務委託など経営体制、浄水場や管路の耐震化など施設の状況、更新経費や水道料金など経営指標の観点から経営上の課題を把握。次に、広域化のシミュレーションを行う。広域化には事業統合のほかに、施設の共同設置、事務の共同委託などさまざまな形がありますが、地域の実情や実現可能性を踏まえ、検討するタイプを選択。その上で、広域化した場合と、しない場合について、それぞれ建設改良費や人件費、施設管理費などを試算し、広域化による削減効果額を明らかにする。

その結果を踏まえ、広域化の進め方や当面実施する取組、スケジュールなどもできる限り盛り込んでもらう。例えば、検討のための協議会の開催や必要な施設整備などについて記載してもらうことを想定しています。

江別市は既に3分の2が石狩東部広域水道企業団の水となっておりますが、これからは、小規模な事業体をはじめ、北海道全域をどう広域化するか、長期的な観点からの議論が必要になると考えます。まだ北海道からの調査は入っておりませんが、江別市の事務量も相当大きくなると考えております。

なお、下水道も全く同じで、広域化や共同化の推進が強く打ち出されており、今年度は国による交付税措置率の引き上げも行われております。広域化には、そもそも人口減少の中、市町村単独では事業を持続できないという考えが根底にあります。

江別市の人口減少は、子育て支援や住宅取得支援の効果もあり、ようやく歯止めがかかりましたが、地区別には偏りがございます。この5年間で見た場合、減少しているのは江別地区だけで、野幌地区、大麻地区は逆に増加しているのがあります。江別地区の2千人の減少によって12万人を切って119,450人、これは8月1日現在の人口でありますけれども、市全体では昨年同月よりも432人増加しております。

なお、江別市の人口密度は、札幌市の1,741人、室蘭市の1,060人に次ぐ全道

3位、635人であり、4位は北広島市の494人、5位が旭川市の455人でありませぬ。水道・下水道は装置産業、設備中心の産業ですので、特に市街地の人口密度は経営効率に大きく影響いたします。江別市が値上げをしないで何十年間も経営できたのは、こうした要因もあったと思いますが、しかし今、室蘭市が20%の値上げを検討中でありませぬので、やはり人口減少は経営に大きく影響すると言わざるを得ませぬ。

また一方で、東日本大震災や熊本地震、関東・東北や九州北部、北海道などでの集中豪雨、大阪北部震災、西日本豪雨災害、胆振東部地震など大規模災害が全国的に連続して発生してござります。

水道事業、下水道事業ともに、老朽化対策や防災対策など、多くの課題を抱えてござりますが、両事業を持続していくには、将来を見通した財源確保と技術・技能の継承が重要と考えてござります。社会の最も基本的なライフラインである水道・下水道事業について、計画的な事業運営により健全経営を維持しながら、安全・安心な市民生活と経済産業活動を支えていく所存ござります。

この上下水道事業運営検討委員会は、水道・下水道事業に御意見をいただく貴重な場となっております。本日の委員会は特に、案件数が多くなってござります。委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたく存じますので、どうぞよろしく願いたいませぬ。

6. 議事

(1) 江別市水道事業・下水道事業の概要について

委員長： それでは、次第に従って、議事を進めてまいります。

(1)江別市水道事業・下水道事業の概要について、事務局から説明願います。

水道整備課： まず、事業概要の説明の前に、昨年度策定しました「江別市上下水道ビジョン」について、少しご説明いたします。

「江別市上下水道ビジョン」は、国が示した「新水道ビジョン」と「新下水道ビジョン」を踏まえ、人口減少や節水機器の普及による水需要の低下など、社会情勢の変化に的確に対応し、また、台風や地震などの災害対策の充実も図りながら、効率的かつ安定的に、持続可能な上下水道事業の運営を目指すための指針であります。計画期間は、2019年度からの10年間とし、上下水道事業の最上位計画として位置付けてござります。

また、ビジョンの策定にあたっては、本委員会にお諮りし、ご意見をいただき、また、市議会へ報告、アンケートやパブリックコメントを実施して市民の意見を募り、本年の3月に策定いたしました。

「江別市上下水道ビジョン」の説明は以上となります。

それでは、「水道事業・下水道事業の概要」について、資料を使いご説明いたし

ます。

(1 ページ)

最初は、「江別市水道事業の概要」です。

(2 ページ)

日本で初の近代水道は、横浜市で、明治 20 年に供用を開始しています。

江別市は、昭和 31 年 12 月から供給を開始し、現在創設から 62 年が経過しています。

(3 ページ)

江別市水道の現況につきましては、記載のとおりです。

普及率につきましては、99.8%であり、全国平均の 93.8%より高く、高普及率となっています。

(4 ページ)

次に、江別市の水源は 3 つあり、千歳川、滝里ダム、石狩東部広域水道企業団からの受水となっています。

(5 ページ)

石狩東部広域水道企業団についてであります。同企業団は、昭和 49 年に、道央圏の増大する水需要に対応するため設立され、現在、記載の 7 団体で構成されております。

(6 ページ)

次に、上江別浄水場の水源については、創設事業から現在まで千歳川で取水しています。

(7 ページ)

次に、こちらは、石狩東部広域水道企業団の送水管路です。青色は、昭和 56 年受水、漁川浄水場系、創設事業の経路となります。赤色は、平成 28 年受水、千歳川浄水場系、拡張事業の経路となります。

(8 ページ)

江別市は、石狩東部広域水道企業団の受水と上江別浄水場の 2 系統給水となっています。

(9 ページ)

市内の配水区域であります。ピンク色は、上江別浄水場から配水ポンプで、配水している区域です。オレンジ色は、石狩東部広域水道企業団からの受水により、配水している区域です。青色は、文京台緑町にある「大麻低区配水池及び文京台配水池」の配水区域です。

当配水池は、石狩東部広域水道企業団から受水した水、上江別浄水場で作った水、どちらからも水を受けることができる配水池となっています。

(10 ページ)

次に、こちらは上江別浄水場における浄水処理のフロー図です。

浄水場では、いろいろな薬品を入れ、濁りや色を除去し、塩素で殺菌したあと、水道水として水を配っています。

(11 ページ)

こちらは、上江別浄水場の主要な施設の写真となります。

(12 ページ)

こちら左下、中央監視設備、右下、水質計器では、浄水場の運転状況や水質状況を 24 時間常時監視し、適切に操作をして水をつくっています。

(13 ページ)

こちらは、上江別浄水場で発生した汚泥を天日乾燥した写真です。発生した汚泥は、融雪剤の原料として 100%リサイクルしています。

(14 ページ)

次に、災害時に応急給水活動として使用する「緊急貯水槽」です。

地震や大規模な漏水などに備え、市内 6 箇所に設置しています。

(15 ページ)

設置個所では、毎年 1 箇所、自治会の皆さまにご参加いただき、訓練を実施しています。今年は、②番の飛鳥山公園を予定しています。

(16 ページ)

次に、胆振東部地震に係る災害等についてであります。

この地震による停電では、浄水場の運転が停止し、上江別浄水場配水区域が断水となりました。また、停電により、市内全域の集合住宅等でポンプが停止し、断水が発生しました。

(17 ページ)

こちら青色の区域が、断水となりました上江別浄水場の配水区域です。

(18 ページ)

断水災害を受け、今後の対応として、大きく分けると、停電対策、応急給水対策、集合住宅等における断水対策、3つの課題がありました。

これら課題の「震災時の対応」と「今後の対応」は、資料 18 ページから 21 ページに記載しています。

「今後の対応」について、ご説明いたします。

18 ページの「停電対策」では、今年度、電源対策に関する調査研究のための基礎調査委託と小型発電機の購入をいたします。

(20 ページ)

20 ページ、「応急給水対策」では、給水栓の設置や資機材の購入等で応急給水能力の向上を図るほか、「水の備蓄」や「給水容器の準備等」の PR を考えております。

(21 ページ)

21 ページの「集合住宅等における断水対策」であります。マンションにおける停電対策等を、継続して広報やホームページでPRしていきたいと考えております。

(22 ページ)

次にこちらの表は、資機材と応急給水施設の今後の計画について、まとめたものとなっています。

今後とも、災害等に係る危機対応力の向上に努めて参りたいと考えています。

水道事業の概要につきましては、以上でございます。

下水道施設課： 次に、下水道事業の概要についてご説明いたします。

(23 ページ)

(24 ページ)

まず、下水道の役割についてですが、大きく分けて、4つあります。

1つ目は、「生活環境の改善」です。生活排水をきれいな水にして川に放流することで、衛生的な暮らしを守ります。

2つ目は、「浸水の防除」です。降った雨を雨水管で集めて川に放流することで、浸水被害を防ぎます。

3つ目は、「公共用水域の水質保全」です。生活排水をきれいにして川に放流することで、自然の生態系を守ります。

4つ目は、「資源の有効利用」です。汚水処理の過程で発生する下水汚泥を肥料として再利用することで、循環型社会を実現します。

(25 ページ)

下水道のしくみについてですが、図の茶色の矢印は、トイレなどから出た汚水が、公共汚水柵を通過して道路にある污水管に流れる状況を表しています。水色の矢印は、屋根などの屋外に降った雨水が、ルーフトレンなどから雨水柵を通過して道路にある雨水管に流れ込むまでを表しています。このように、汚水と雨水を2本の管に分けて処理する方法を「分流式」といいます。

(26 ページ)

下水処理の方式については、今ご説明した「分流式」のほかに、汚水と雨水を1本の管で集めて流す「合流式」があります。

(27 ページ)

江別市下水道事業の沿革ですが、昭和39年度に下水道事業を開始し、その後の主な記事につきましては、記載のとおりです。

(28 ページ)

江別市下水道の整備状況につきましても記載のとおりであります。下水道普及率は、平成30年度末で97.5%であり、全国平均は78.8%、全道平均は91.0%

ですので、江別市の普及率は全国からみても高い数値となっております。

(29 ページ)

これは、江別市の主要な下水道施設の位置図です。

江別市唯一の処理場である「江別浄化センター」が工栄町にあるほか、市内には大規模ポンプ場が4箇所あります。この他にもマンホールポンプ所と呼ばれる小規模なポンプ所が22箇所あります。

(30 ページ)

これは、江別市の下水道処理区域を、合流式と分流式区域に色分けしたものです。青色の部分が「合流区域」、オレンジ色の部分が「分流区域」です。

(31 ページ)

次に、合流区域において、これまで実施してきた合流改善事業についてご説明いたします。合流区域は初期に整備したため、大雨による対応基準が分流区域よりも低く、浸水被害が発生していました。

そのため、合流区域であっても分流区域なみの能力を有するよう、大雨時に雨水を一時的に貯留する管の整備など、浸水対策と放流水質向上対策をこれまでに進めてきました。

(32 ページ)

このグラフは、下水道管の年度別整備延長を表したものです。

下水道管の標準耐用年数は50年といわれていますが、平成30年度末現在でそれを経過した管が市内に約73kmあり、全体の約8.5%を占めています。耐用年数を経過したものが直ちに使えなくなるというわけではありませんが、計画的に調査・点検を実施し、劣化・損傷状態を把握したうえで、管路の改築更新工事を計画的に進めていかなければなりません。

(33 ページ)

この写真は、管路施設改築更新工事の様子です。江別市では、既存の管の内面に新しい管を構築していく管更生工法、管を掘って入れ替える布設替工法により更新工事を進めています。

(34 ページ)

この写真は、浄化センターの全景です。浄化センターは、1日当たり52,500 m³の汚水処理機能を有しており、江別市と南幌町の汚水を処理しています。

(35 ページ)

浄化センターの下水処理のしくみについてですが、家庭や工場から排出された汚水は、標準活性汚泥法という微生物の力を利用する方式で、きれいな水に浄化し、石狩川に放流しています。

(36 ページ)

浄化センターやポンプ場にはたくさんの機械設備、電気設備があり、これらも

老朽化が進んでいますが、適切な修繕・保守管理により、延命化しながら、計画的に更新を進めています。

(37 ページ)

次に、浄化センターでの資源の有効利用についてご説明いたします。

まず、下水処理過程で発生する消化ガスについては、発電機の燃料に利用し、浄化センターの設備で使う電気の一部を賄っており、環境負荷の低減と動力費の削減に大きな効果を上げています。

(38 ページ)

下水処理過程で発生する下水汚泥は、資源として有効利用するため、肥料の承認を受け、現在は年間約 4,800t の汚泥を下水肥料として 100%緑農地還元しています。

(39 ページ)

最後に、流雪溝についてです。浄化センターから排出する下水処理水を利用した流雪溝を江別地区に設置しています。下水処理水は水温が高く効率よく融雪できるため、道路に埋設した水路に下水処理水を流し、そこに雪を投入して溶かしています。

上下水道事業の概要については以上です。

委員長： ただいま、事務局から説明がありましたが、質問等はありませんか。

林委員： 14 ページの災害への備えのところ、緊急貯水槽というのは、どれくらいの期間対応できる容量なのでしょうか。

水道事業管理者： どれくらいの日数もつか、ということよろしいでしょうか。

50 t と 100 t の 2 種類ありまして、見晴台の対雁小学校が一番新しく、ここだけが 100 t で、他は 50 t です。

水道整備課長： 3 日間、5,500 人分の水をまかなうことができます。飲み水だけです。これは、市内 6 か所のうち 5 か所、50 t の貯水槽の場合で、100 t の貯水槽だと、11,000 人分をまかなうことができます。

(2) 公営企業会計の仕組み

委員長： 次に、(2)公営企業会計の仕組みについて、事務局から説明願います。

総務課： 公営企業会計の仕組みについてご説明させていただきます。お手元の資料 2 「公営企業会計の仕組み」をご覧ください。

公営企業会計予算は、地方公営企業法施行規則により、収益的収支を 3 条に、資本的収支を 4 条に定めることとされていることから、「一事業年度の事業運営に伴い発生した全ての収入と、それに対応する全ての支出である収益的収支」と、「将来の事業運営に備えて行う施設整備への支出と、その財源となる収入である資本的収支」の 2 本立てとなっております。

収益的収入は、水道料金・下水道使用料などの収入で、収益的支出は事業運営に係る人件費や管理費などの費用、減価償却費などで、これらの税抜収支の差額が純利益となります。

資本的収入は企業債や国などからの補助金などで、資本的支出は水道管の工事費や過去に借入れた企業債の償還金であり、資本的収支の差引で不足する額が資本的収支不足額となります。これを補填する財源が収益的収支での純利益や現金支出を伴わない減価償却費などとなります。

以上で、簡単ではありますが、公営企業会計の仕組みについての説明を終わります。

委員長： ただいま、(2)公営企業会計の仕組みについて、説明がありましたが、質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) 平成30年度決算の概要について

委員長： 次の議事に移りたいと思います。(3)平成30年度決算の概要について、事務局から説明願います。

総務課長： 資料3の平成30年度決算の概要について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。まず、水道事業会計決算の概要について、ご説明いたします。平成26年度から平成29年度の決算額についても参考として載せております。

右側の網掛け部分の平成30年度の収入の合計は、25億9,185万1千円で、予算と比べて489万3千円の増収となっております。主な要因としましては、加入金やその他営業収益の増加によるものです。

次に右側下段の網掛けの部分の支出合計は、21億4,974万2千円で、予算に対して9,692万1千円の不用額となっております。その主な要因は、薬品費、その他営業費用の減少によるものです。

以上の結果、収支差引は、4億4,210万9千円となり、消費税を調整した当年度純利益は、3億5,998万9千円となっております。

2ページをご覧ください。右側の網掛け部分の資本的収入の合計は、4億9,264万3千円で、予算と比べて1,206万7千円の減収となっております。その主な要因としましては、量水器費の減に伴う下水道事業会計出資金の減によるものです。次に、資本的支出の合計は、13億6,022万7千円で、予算に対して8,239万1千円の不用額となっております。

この結果、収支差引では、8億6,758万4千円の収支不足となりますが、こちらは内部留保資金などの補填財源をもって補填しており、平成30年度末の未使用補填財源は、13億6,306万2千円となっております。

今後におきましても、老朽管の更新や耐震化などの事業に多額の経費が見込まれますことから、世代間の負担の公平を図るため企業債を借り入れるなど、必要な財源を確保しながら、引き続き健全経営を続けていきたいと考えております。

3ページをご覧ください。(2)業務量について、網掛け部分に関して、ご説明いたします。

平成30年度の年度末給水人口は118,518人で、29年度と比べて114人の増、率にして0.1%の増加となっております。その下の年度末給水戸数は、50,702戸で、前年度と比べて677戸の増加となっております。年間総給水量は、1,065万4,317立方メートルで前年度より122,486立方メートルの減少となっております。

次に、(3)主要事業について、ご説明いたします。基幹管路耐震化は、耐震化計画に基づき、南大通に新たな配水本管827メートルを布設したほか、上江別浄水場と大麻低区配水池を結んでいる大麻送水管外、1,151メートルを耐震管に更新しました。配水管整備は、安全で安心できる水道水を供給するために、管網整備で208メートルを布設し、老朽管の更新と道路改良に伴い、4,979メートルを布設替えしました。また、浄水施設整備では、上江別浄水場沈澱池のバキュームブレーカ更新、配水施設整備では、江北ポンプ場の動力盤更新などを行いました。以上、水道施設整備事業として、7億6,129万1千円を執行しております。

4ページをご覧ください。参考といたしまして、水道事業会計の経営状況について、ご説明いたします。左上の給水収益と有収水量の推移のグラフをご覧ください。平成28年度、平成29年度と続けて前年を上回っておりましたが、平成30年度は前年を下回る実績となりました。給水人口、給水戸数とも増えていることから、有収水量の減少は、昨年9月の胆振東部地震による断水の後、2か月間水量が減少したことが影響していると考えられます。今後も引き続き動向を注視して慎重に判断していきたいと考えております。

次に下の表は年度別の主な経営指標でございますが、総収支比率、経常収支比率とも100%を上回っており、比較的健全な状況にあると考えております。

以上が、平成30年度の水道事業会計決算の概要でございます。

続きまして、下水道事業会計決算の概要について、ご説明いたします。5ページをご覧ください。右側の網掛け部分の平成30年度の収入の合計は、35億2,938万7千円で、予算と比べて2,205万3千円の減収となっております。主な要因といたしましては、下水道使用料や一般会計負担金の減によるものです。

次に右下段の網掛け部分の支出合計は、33億2,518万9千円で、予算に対して1億394万7千円の不用額となっております。負担金、減価償却費などの減少によるものです。

以上の結果、収支差引は、2億419万8千円となり、消費税を調整した当年度純利益は、1億5,491万6千円となっております。

6ページをご覧ください。右側の網掛け部分の資本的収入の合計は、10億2,517万2千円で、予算と比べて5,068万7千円の減となっております。その要因としましては、建設改良費の減による企業債借入額の減によるものです。次に、資本的支出の合計は、22億7,147万9千円で、予算に対して4,519万4千円の不用額となっております。この結果、収支差引では、12億4,630万7千円の収支不足となりますが、こちらは内部留保資金などの補填財源をもって補填しており、平成30年度末の未使用補填財源は、5億8,753万2千円となっております。この未使用補填財源がご覧のとおり年々減少しており、運転資金を確保するための対応をしなければならない状況となっております。その内容につきましては、次の議題でご説明いたします。

7ページをご覧ください。(2)業務量について、網掛け部分に関して、ご説明いたします。平成30年度の処理区域内人口は115,785人で、29年度と比べて145人の増、率にして0.1%の増加となっております。その下の水洗化人口は、115,223人、年間総処理水量は、1,780万599立方メートルで、前年度より4,085立方メートルの減となっております。

次に、(3)主要事業について、ご説明いたします。

雨水管路整備は、道道野幌停車場線街路事業など112メートルを、汚水管路整備では、野幌駅周辺土地区画整理事業など234メートルを、管路施設改築更新では、大麻学校通りなど1,392メートルを整備しました。浄化センター整備では、流入ゲート外機械・電気設備更新などを実施し、ポンプ場整備では、東西野幌中継ポンプ場機械・電気設備の更新を行いました。また、処理場・ポンプ場施設耐震化では、処理場施設耐震診断調査を実施しました。

以上、下水道建設事業として、9億9,415万2千円を執行しております。

8ページをご覧ください。参考といたしまして、下水道事業会計の経営状況について、ご説明いたします。左上の下水道使用料と有収水量の推移のグラフをご覧ください。下水道使用料は前年と比べて減少、有収水量は横ばいとなっております。

下の表の主な年度別経営指標でございますが、総収支比率、経常収支比率とも100%を上回っており、現時点では健全な状況にあると考えております。

以上が、平成30年度下水道事業会計決算の概要でございます。

9ページ、10ページは、平成26年度からスタートした中期経営計画の進捗状況で、主要事業等の内容は、決算の概要でご説明したとおりであります。9月に開催予定の第3回江別市議会定例会において決算認定の後、市ホームページに掲載する予定であります。

以上が、平成30年度決算の概要でございます。

委員長： ただいま、(3)平成30年度決算の概要について、事務局から説明がありました。

質問等はありませんか。(なし)

1つ確認したいのですが、経営指標の推移があつて、水道も下水道も載っているのですが、職員一人あたりの営業収益というのが、水道も下水道も類型団体平均よりも低く出ています。これは、どのようにお考えでしょうか。

水道事業管理者： 即答しかねますので、次の機会に、分析したうえでお答えしたいと思います。ただ、総じて言えることは、北海道の場合、水道は、先ほども触れましたけれども、非常に広域的だということが一つ、それからもう一点は、凍結深度が深いものですから、本州のように浅いところに埋設することができないので、どうしても布設工事の費用が全体的に高くなってくる、そういう経営上不利な要素もあるんだろうと思います。そしておそらく、委託が、類型団体と比べて進んでいないということもあるのかもしれないと思います。それで、そもそも全面受水している市、北広島市さんや恵庭市さんは、全面的に石狩東部広域水道企業団から水を受水しているので、水をつくるという人件費がないんです。私どもは水をつくっているんで、そこら辺、まちによってさまざまな形態で水を供給しているので、ほんのわずかですけれども、江別が今一つ、職員人件費が低くない要因なのかなと思います。

私どもにも必要なことですので、詳細は、次回、分析したうえで、ご報告させていただきます。

委員長： 比較の対象になっているのが、単純に、サイズで、全国平均で取っているわけですよ、きっと。ですから、「道内の」という縛りをかけるとか、比較の対象をもうちょっと適切なものにすると、また違った見え方になるということですよ。

水道事業管理者： 蛇足になるかもしれませんが、特に水道の方が、一定のルールのもとに統計的な処理をして公表する義務があつてやっていますから、ある程度見比べることができるのですが、先ほどの例にちょっと付け加えますと、恵庭市さんの場合は水をつくるのをやめましたから、北広島市さんもですが、その仕事がありません。ないので、職員の経験年数が、私どもの市と比べると概ね半分くらいになります。札幌市さんは、近々受水しますけれども、今は全部つくっていますから、全部つくっているところはやはり、江別の倍くらいの職員の経験年数になります。具体的に言うと、札幌市さんの水道局は、下水道とのやり取りがありませんから、職員の平均経験というのが18年くらい、江別は10年をちょっと切って9年くらいになって、恵庭市さんは確か4.5年とかの経験年数になっています。人の割り当て方が、水を作っているのと作っていないのとで、かなり大きく違ってくるので、その辺が影響しているのではないかと思います。もうちょっとお時間いただいて、分析したいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長： わかりやすい指標ですけれども、この表だけを見ちゃうと、江別市はだいぶ効率が悪いんじゃないの、と言われかねない数字かと思うので、適切に比較対象を

設定していただいて、また分析していただければと思います。

中井委員： 初めてなのでわからないのですが、「有収水量」という言葉がわからないので説明していただけますか。言葉が専門的で、一般には分かりにくいかなと思います。

総務課長： 有収水量というのは、簡単に言いますと、メータを通過して料金をいただいている、収入のある水量のことです。浄水場で水をつくって、各家庭でメータを通過して料金をいただいているのですが、江別市では少ないですけれども、管で漏水したり、消防で水を使ったり、公園や公衆トイレというのは料金の収入がないものですから、つくった水のうち、料金をいただいている水の量が有収水量ということになります。

（４）下水道事業の資金確保策について

委員長： （４）下水道事業の資金確保策について、事務局から説明願います。

総務課長： それでは、資料４の「下水道事業会計の資金確保策について」、ご説明いたします。

まず、「１．経過」からご説明します。

「下水道事業の資金確保策」とどう関係があるのか、順を追ってご説明します。

昭和 53 年に、検針にかかる経費節減のため、水道料金の検針期間をそれまでの 2 か月から 4 か月に変更しました。ここで、次の問題点がありました。水道メータは給水管とともに地面の下に設置されており、埋設されたメータボックスを開けて検針する必要があったため、冬の間は最大 8 か月間、積雪で検針ができませんでした。検針ができない期間は、推定水量で料金をいただいていたのですが、精算の月に料金が偏ったり、料金を返還したりしなければならず、苦情が発生していました。

平成 25 年に、お客様サービスの向上と検針の効率化を図るため、平成 27 年度から水道メータを地上化することを決定しました。水道メータの地上化とは、地下にある本体を見なくても、コードでつながれた表示器が地上にあり、それで水量を確認できる電子式のメータ更新することです。水道メータを地上化することで、冬の間も検針ができるようになるため、同じく平成 27 年度から、検針期間を 2 か月に短縮することを決定しました。精算の誤差が小さくなり、市民サービスが向上します。

ここでの問題点は、メータの地上化には高額な費用が掛かり、水道事業会計には平成 34 年度（令和 4 年度）までの地上化に必要な資金確保が見込めませんでした。そこで、その解決策として「下水道事業会計から水道事業会計にメータの地上化費用を出資する」ことを計画しました。

下水道事業会計から費用を出す理由としては、①水道メータで計った使用水量

を下水道の使用水量としていること、②下水道事業会計では、それまで水道メータの取り替え費用を負担してこなかったこと、③下水道事業会計には、8年間の地上化に必要な資金が計画時には見込めた、といったことが挙げられます。

ここで、次のページのグラフ（1）をご覧ください。このグラフは、平成27年度からのメータ地上化費用を水道事業会計だけが負担し、下水道事業会計が出資していなかった場合、どうなっていたかを試算したものです。

上のグラフ「上水」が水道事業会計、下のグラフ「下水」が下水道事業会計で、オレンジ色のタテ棒が資金残高を表しています。上水の資金残高は4年後の令和5年にはマイナスとなり、その後一向に回復しない見込みで、料金改定などを検討しなければならない状況になることが見込まれるものです。一方、下水は、期間中を通して10億円以上の資金残高が見込まれています。

前の資料に戻りまして、これらのことを踏まえ、平成27年から、計画どおり水道メータの地上化を実施しました。メータの地上化率は、8年計画の半分が経過した平成30年度末で63.3%に達しています。この間、下水道事業会計から水道事業会計に地上化に掛かる費用、総額約7億1千万円を出資してきました。しかし、この4年間に計画との相違が生じております。

1つ目は国の交付金の削減です。4年間で計画に対し約2億3千万円のマイナス。2つ目は下水道使用料の減少で、4年間で計画に対し約2億円のマイナスとなっています。この結果、「2. 資金確保の状況」にあるとおり、下水道事業会計の資金は、計画比約3億3千万円マイナスの大幅減となりました。一方、水道事業会計の資金は、計画比約6億5千万円のプラスで、おおむね計画を達成しています。

次に、「3. 見通し」ですが、先ほどのグラフの次のページのグラフ（2）をご覧ください。このグラフは、今年度以降、従来どおり下水道事業会計が出資を継続した場合の資金残高を試算したものです。黄緑色のタテ棒は実績を示しており、濃い緑色のタテ棒は、下水から上水への出資金を表しています。今年度以降も計画どおり令和4年まで出資を継続した場合、下の下水では3年後の令和4年に資金残高がマイナス1億7千万円と大きく不足し、その前後もしばらく厳しい状況が続きます。一方、水道事業会計では出資を継続した場合、予定以上に多くの資金を確保できる見込みです。

そこで、初めの資料の「4. 対応」として、下水道事業会計の運転資金を確保するため、水道メータ地上化費用の水道事業会計への出資を、今年度から中止しようとするものです。

3つ目のグラフ（3）をご覧ください。これは、今年度から下水道事業会計の出資を中止した場合の資金残高を試算したものです。令和元年から4年までの下水から上水への出資を止めることにより、下水道事業会計では最低限必要な運転

資金5億円を確保できるようになります。

計画終盤に向けて、下水の資金は増えていく見込みであることから、当面不足する間の資金を一般会計から出資してもらうという方法も考えられますが、前のページの「4. 対応」にありますとおり、市の財政状況が厳しく、困難な状況にあると認識しております。

そのほか、資金を借り入れる方法もありますが、利子負担が発生することから、様々な面から検討しました結果、下水から上水への出資を中止しようとするものです。なお、出資を中止することにより、水道事業会計の資金は令和7年度から5億円を下回ってきますので、資金確保策を別途検討することが必要になってまいります。

上下水道ビジョンの計画期間は、今年度からスタートしたところですが、ビジョンの財政計画に記載した計画期間中盤での資金不足が、直近の決算などを反映した検証の結果、予想より早く発生する見込みとなったことから、必要な資金確保策を講じるものです。

この対応により、ビジョンの収支計画も変更することとなりますが、年度内には必要な修正を行い、公表していきたいと考えております。

以上が、下水道事業会計の資金確保策の内容でございます。

委員長： ただいま、(4)下水道事業の資金確保策について、事務局から説明がありました。が、質問等はありませんか。(なし)

理解が追いついていなかったのかもしれないのですが、水道メータの地上化を中止するというわけではないんですよね。100%に向けて継続はするんですよね。

総務課長： はい。あと4年ありますので、継続します。

古川委員： 今まで水道メータを取り付ける工事費については、下水道の方から資金提供をしていたということですよね。でも、それが今度は下水道の方の収入が減少してきて、補てんする余裕がないから、逆に言うと、上水道の方の資金を潤沢にして、そちらの方の資金でやっていくという、そういう理解でよろしいでしょうか。

総務課長： 結果的に言うと、そのとおりでございます。

古川委員： 上水道の方も先ほどの資料を見ると、業務収入は少し少なくなっているんですよね。それでも、資金は間に合っているという理解でよろしいでしょうか。

総務課長： 平成27年度の計画の時点では、地上化に必要な費用全部を水道事業でまかなうことは厳しいということで、余裕のあった下水道も水道メータを使用しているので、下水道事業からお金を出すのも根拠があるということで行ってまいりました。しかし、半分の4年を過ぎた時点で、下水道事業の資金確保が今後難しくなると思われること、水道の方も、長期的には、一人あたりの水の使用量が、節水などもあり減っていきませんが、先ほどの給水人口にもありましたように、また、冒頭管理者からも説明がありましたけれども、人口減が止まって増えてきている、世

帯数が増えてきているということで、新たな使用者からの加入金の収入などが、平成27年の計画よりも上向いてきて、水道事業の方で、今後の4年間についてまかなえそうだということで、今年度から下水道事業からの出資を中止したいということです。しかし、最後にご説明したとおり、令和7年度以降、グラフの一番最後、(3)の部分の上段の上水の方にありますが、中止した後、令和の5年くらいまではいいのですが、7、8、9、10とやっぱり、上水の方も資金が減る見込みとなっています。下水の方は、その下の表が示すとおり、だいぶ余裕が出てきますが、やはりあと数年していくと、上水も厳しくなってきますので、その部分は、改めて、上水の資金をどのように確保していくか検討していかなければならないと思います。

古川委員： 当面は何とかなるけれども、これはこの検討委員会でも前々から上水道の料金改定については、検討していかなければならないという意見が出ておりましたので、そういうことも含めて、これからの計画に持っていくということでよろしいでしょうか。

総務課長： そのとおりでございます。

委員長： 他にありませんか。

野村委員： 水道メータの設置については、1個にどれくらいの費用がかかるのかということと、現在地上化は63%程度ということですが、このまま進めるとあと何年で終わるのかという2点について、教えていただきたいと思います。

水道整備課長： 電子式メータの設置費用ですが、材料費と施工費で、約1万9千円となっています。今のところ、令和4年度までに、ほぼ全戸数設置できるという計画になっています。

水道事業管理者： 8年間で計画していますけれども、拒否される方もいらっしゃいますので、全戸数に達するというふうには考えていません。おそらく、数パーセント地下式のまま残る方もいらっしゃるのではないかと思います。わずかではありますが、現に断られる方もいらっしゃるということを補足させてください。

野村委員： 状況はわかりました。それともう1点。難しい話ではあるのですが、電子式メータというのは、地下式のメータが埋設されたうえでの設置になるので、この部分を受益者負担とするのは、金額的にも難しいのでしょうか。というのは、ある程度電子式メータが設置された後についても、当然地上メータの更新はずっと続くこととなりますので、その辺、いかがでしょうか。

水道事業管理者： メータは、計量法の定めにより、8年間で期間が満了しますので、必ず交換することになります。交換費用は、お客様からいただくことはございません。これは全額水道事業側でもって行っているものでございます。しかし、結果として、事業費用で行っていますから、財源として全体的に見ると、もちろん皆さまからいただいている水道料金も財源のうちに入っているとお考えになってい

ただいでよろしいと思います。ただ、今のこの金額が全体の10%くらいでしょうか、水道料金収入がちょうど20億円くらいあります。ですから、だいたい10%をちょっと切るくらいの費用で、メータの更新がされているということでございます。10パーセントもいかない、1億何千万円ということですが、個々の利用者からお金をいただいているわけではなくても、水道料金も含んだ収入の中から、この費用をまかなっているということは確かです。

(5) 料金収納業務委託の更新について

委員長： では、次の議事に移っていききたいと思います。(5)料金収納業務委託の更新について、事務局から説明願います。

総務課参事： それでは私から、水道料金等収納業務委託の更新について、ご説明いたします。

資料5-1をご覧ください。まず始めに、水道メータの検針や水道料金等の賦課収納などの営業センター業務は、平成27年度から民間に委託しており、令和元年度をもって最初の5年間の契約期間が満了します。つきましては、来年度以降の業務について、公募型プロポーザル方式により業者を選定し、令和2年度から5年間の業務委託契約を締結したいと考えております。

業務が単年度で終了せず、後の年度においても支出を負担しなければならないことから、あらかじめ後の年度の債務を約束する債務負担行為を来年度予算に設定したいと考えております。

次に業務委託の概要ですが、(1)業務名は「水道料金等収納業務委託」です。

(2)受託者選定方法は、応募者から提出された提案書を審査し、提案内容と価格の両面から応募者を評価して受託者を選定する、公募型プロポーザル方式を採用しており、公募には4社が応募しております。

(3)受託者及び(4)履行期間ですが、公募型プロポーザルによる選定の結果、平成27年4月1日付けで「NJS・E&M、江別管工事業協同組合共同企業体」と随意契約を締結し、平成27年4月1日～令和2年3月31日までの5年間を履行期間としているところであります。

履行期間を5年間としている理由ですが、受託開始から業務管理ノウハウを構築し、安定的な業務遂行等の効果を発揮できる期間として、5年間が妥当であると考えております。

また、(5)委託料は、5年間の総額で6億1,279万4千円、(6)業務内容は、①窓口・受付業務、②検針業務、⑤収納・徴収業務など、計11項目の業務があり、それぞれの業務内容は2ページに記載のとおりであります。

次に業務委託の評価についてであります。まず(1)総合評価についてご説明します。

平成 27 年度から平成 30 年度までの評価判定を掲載しています。総合評価の結果ですが、この 4 年間の評価判定は A であり、期待する水準に達しております。

業務の評価は、毎月の定例会議、半期に 1 度の業務評価により、業務が的確に行われているか、仕様書に沿って確認を行っているものであります。

表一 1 の下に評価判定基準を掲載しております。S から C までの 4 段階とし、この中で A 評価が適正に業務が遂行されていると判定するものです。

なお、B 判定以下は、要求水準を満たしていないことになるため、改善に向けた指導と改善計画を企画させ、実施することになります。

2 ページをご覧ください。(2) 業務別の評価についてご説明します。

表には、現在委託している業務のうち、主な 9 業務の内容と、各業務結果に対しての評価結果を掲載しております。

次に (3) まとめについて説明します。受託者は、年々習熟し、業務を安定的に履行しております。さらに、民間事業者が持つノウハウの導入により、業務の改善や収納率の向上が図られています。

業務効率化や業務改善などの具体例としては、⑦滞納整理業務における催告文書に色紙（黄色・朱色）を採用し、利用者の目に留まる工夫をしたことなどにより収納率の向上が図られていることや、⑨電子計算機処理業務において、帳票の印刷から発送までを一元的に管理するシステムを導入したことによる業務日数の短縮などがあげられます。

また、平成 30 年 9 月の災害時には、迅速に応援体制を整え、市民の問合せに対応するなど、災害時対応に貢献しております。

3 ページをご覧ください。次に受託者の選定方法についてですが、新たな創意工夫やアイデア等の提案を受けることにより業務改善を図ることと、価格の妥当性を確保するため、前回と同様に公募型プロポーザル方式により受託者を選定したいと考えております。業務委託仕様は前回とほぼ同様であり、業務の安定性を図るため、契約期間は 5 年間とします。

また、資料 5-2 に受託事業者選定基準における評価項目を記載しております。評価項目の配点は重要性に応じて配分します。

最後に今後の予定について、ご説明します。

9 月上旬にホームページによる募集を開始し、その後、提案書の受付、提案内容の説明を受けるプレゼンテーションと進み、11 月下旬には、新たな事業者を選定したいと考えております。

私からの説明は以上であります。

委員長： ただいま、(5)料金収納業務委託の更新について、事務局から説明がありましたが、質問等はありませんか。

委員長： 1 つお尋ねしたいのですが、業務の内容の中に漏水の調査が入っていて、やっ

ぱり漏水率を下げたいということがあるので、そこがしっかりできているのかというところが気になったのですが、先ほどの予算の方の資料と照らし合わせてみると、委託を開始してから、向上しているように見えます。これは、何かそういうデータというか、漏水箇所が発見とか補修とかもするようになったということなのでしょうか。

総務課参事：平成27年10月から、それまでの4か月に一度の検針から2か月に一度の検針に期間を短縮しました。地下式メータの場合は、冬期間検針できなかったのが、最高で半年間、検針期間があく場合がありますが、地上式メータになったことによって、2か月検針になって、早期に漏水を発見できるようになったということがあります。これが、有収水量にも影響しているものと思われま

委員長：システムが変わったということであって、こちらの業者に特別なノウハウがあったということではないのですか。

総務課参事：先ほどの追加になりますが、電子化により、地上のメータ表示器に漏水マークというものがあり、検針の際にはすぐにわかりますし、利用者の方にもご確認いただければ漏水しているということがわかるようになってい

委員長：理解としては、業務委託によるものというよりは、先ほどのメータの地上化による効果だとお考えだということですね。わかりました。

(6) 指定給水装置工事事業者の更新制度導入について

委員長：次に、(6)指定給水装置工事事業者の更新制度導入について、事務局から説明願います。

水道整備課長：指定給水装置工事事業者の更新制度導入について、説明させていただきます。

資料は6-1、6-2、6-3の3枚となっております。

はじめに、資料6-2をご覧ください。この資料は厚生労働省が作成した資料ですが、この資料を使って、用語等のご説明をしたいと思います。

まず、給水装置とは何かではありますが、資料6-2の右下の図にお示ししているとおり、給水装置とは、水道本管から引き込んだ給水管や蛇口等のことをい

次に、指定給水装置工事事業者制度ではありますが、資料6-2左下に記載のとおり、水道事業者である「江別市水道事業管理者」は、給水装置の工事を施行する者を指定することができる制度であり、江別市水道事業給水条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定しております。

資料6-1をご覧ください。

「1. 更新制度導入の趣旨」ではありますが、平成30年12月の水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の更新制度が導入され、10月1日に施行され

る予定となっております。

この改正理由ですが、この制度は、平成8年の法改正により創設されたものですが、この時点では新規の指定のみだったため、事業者の休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生しておりました。このため、指定給水装置工事事業者の資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の5年の更新制度が導入されたものであります。

資料6-3をご覧ください。

当市の登録事業者数につきましては、規制緩和前の平成9年度の14者から、平成30年度末には242者まで増加しております。このうち、市内事業者数は31者で、市外が211者、その内札幌市の事業者が185者、札幌市以外が26者となっております。

また登録事業者のうち、実際に給水工事申請を行った事業者数については、平成30年度実績値では65者となっており、登録事業者のおよそ4分の1の事業者が申請を行っている状況であります。

資料6-1をご覧ください。

「2. 主な改正内容」であります。指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されたことに伴い、江別市水道事業給水条例に、従来の新規指定手数料10,000円に加え、新たに更新手数料10,000円を規定したいと考えております。

また、更新手続きの際に確認をする営業日や営業時間、修繕対応等の情報につきましては、お客様が漏水等の修繕依頼を行う際の参考となるよう、市のホームページにおいて公表していきたいと考えております。

次に、「3. スケジュール」であります。9月の議会において条例改正、その後、事業者へ周知し、1月から更新手続きに入りたいと考えております。なお、お客様への情報提供につきましては、更新手続き完了後の令和2年度から行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

委員長： ただいま、(6)指定給水装置工事事業者の更新制度導入について、事務局から説明がありましたが、質問等はありませんか。

中井委員： 資料6-3では、登録事業者が242で、そのうち実際に工事を行ったところが65となっております。私は消費生活センターにいる者なのですが、実際にきちっとした工事がなされないとか、そういう場合が結構あつたりします。何かそういうトラブルがあつた場合は、それは水道部の方から、改善しなさいよとか、こういうトラブルが起きていますよとか、何かそういうことはあるのでしょうか。

登録してしまつたら、それはそれで、5年間なら5年間、取り消すとかそういうことはないということなののでしょうか。きちんとした工事をしなかつた事業者さんがあつた場合には、何かペナルティ的なものはあるのでしょうか。

水道整備課長： 給水工事で、今言われたものとは少し外れますけれども、無届工事をした場合は、ある程度処分をするということもあるのですが、欠陥工事をした場合には、市の方としては、指導という立場で対応するというふうに考えています。違反行為や無届工事をした場合には、そうしないような指導をこれまでもしてきたのですが、今後はもう少し強く対応していきたいと思います。

それと、補足させていただきますが、そのようなひどい工事、ひどい対応をしている場合には、水道部の方でも処分委員会を開いて対処するということは、今までもしていますし、これからもしていきます。

中井委員： 以前、情報提供という形でお知らせしていたことがあるのですが、でも、登録してあるので、あとは何もできません、と答えられたことがありました。無届だったらもちろんそうですけれども、登録はされているので、その業者さんはきちんとしているはず、みたいな形で回答を得たことが以前あったのですが、今はそういうことはないということなんですね。そういった消費者のトラブルについて、センターから水道部に報告した時には、それは、実態調査なり何なりしてくださるってということなんですね。

水道事業管理者： 今後、この更新制度が導入される、その動機は、登録しっぱなしの制度だったので、廃業してもわからないですし、私どもが定期的に更新の際に指導なり、そういったことをする仕組みもこれまではありませんでした。今もこれからも、私どもが監督権を持っているかと言えば、そういった権限はございません。しかし、私どもとしては、今後体制を強化して、事業者として、講習会、研修会の開催も検討していきたいと考えていますし、そういったものを受講する、あるいは自ら会社の中で研修を受講する、こういったことを、更新の際には確認させていただくことに、これからなっていくと思います。

それと、先ほど口を濁したところはありましたけれども、今までも、不適切な場合は、指定の取り消しを行っています。一定期間の処分となりますけれども、そういった厳しい対応もやっています。お客様としては、休日・夜間も含めて、修繕の対応等々をどういうふうにやってくれるかという情報が今は無いんです。私ども、それを登録の時点で把握して公表するという仕組み立てが我が国ではこれまで無かったので、それを国は、この際、営業日、営業の内容、修繕なり何なりの工事の種目、種別ですとか、そういったことを把握して、利用者サービスの向上につなげてほしいということで、水道では、日本水道協会という全国的な組織がありますけれども、そこを通じて、1つのガイドラインという形で国が示してきています。それで、先ほど課長からご説明したように、1月から登録作業を進めていって、年度内には、そういった情報を整理して、拒否することも業者は可能ですけれども、応じた業者は、どういった営業日に、どういった工種の対応をしているかといったお知らせを、来年度からはできるようになるということでご

ざいます。

その結果、選択した業者に問題があれば、もちろん指導はしますが、監督権を持っているわけではないので、それはやはり、登録の際に、そういった講習、研修を含めて注意喚起していくことになろうかと思います。いずれにしても、何か問題があったからといって、それを公表するとか、管理監督ができるとか、そういう規定があるわけではないので、直接の力を加えるということは難しいとは思いますが、しかし、指導をする機会がこれでできるということは確かだと思います。

委員長： これからは、ホームページに情報を載せるわけですね。それは、ある意味で、意図されてはいないと思いますけれども、市民からすると、江別市がお墨付きを与えているというふうにとると思います。ですから、今のやり取りの中で心配だと思ったのは、例えば、その欠陥工事をしたところというのを、ずっとホームページに載せ続けたりするのか。お話の中では、そういう工事をしたことをどうも汲み取る仕組みはなかったということでしたけれども、そこら辺、ちょっと慎重になられた方が良くように思います。

本当にホームページに 240 くらいの業者を全部掲載してしまって、もちろん監督権はないですけれども、それでも、市民は、載せちゃうとそうは見ないと思います。ですから、しっかりとクオリティが保たれているかどうか、何かチェックする体制というか、何かお考えがあるのでしょうか。

水道事業管理者： 私としては、直ちにそういったことへの改善というのは、難しいのではないかと考えています。なぜなら、今も載せているのですが、200 いくつの業者さんに実績がないんです。実績がないから、やっていないところに問題が起きるということはないので、そこら辺から難しいです。実績がないから、問題も起きないという変な現象も含んでいるということなんです。

委員長： そこはちょっと、私は甘さを感じていて、実績がない業者を、意図はされていないけれども、ホームページに羅列することで、水道部が認定しているという印象を与えてしまうのではないかと思います。何も起きなければもちろん問題はないんですけれども、じゃあ、実績がない業者に情報が与えられるわけですね。市民のどなたかがお願いすると、で、やらせてみたらとんでもないことになっちゃったという時に、あらぬトラブルが起きなくて済めばいいのですが・・・と思いました。

何か出し方を工夫した方がいいと思うんです。ホームページに掲載するとしても、無条件に、これが江別市が認定、指定しているところと、お墨付きをしているところではないんだと。

水道事業管理者： 今、そういったご指摘があって、初めて気がつきましたけれども、少し検討させていただこうと思います。

ももとは、平成 8 年の法改正がある前は、市内限定だったんですよ。市内業者以外は仕事させない、と。ある程度、大変わかりやすい制度、良くも悪くもわかりやすい制度だったんです。そこに規制緩和が、市内という地理的要件を撤廃する規制緩和を行ったものですから、率直に言って、住宅メーカーに限定しているような水道工事店は、登録をしてくるわけです。それで一気に 19 倍になったわけです。ですけれども、1 回登録したら、それで手数料はかからないので、こういう現象が起きているのですけれども、更新をしていくとなると、5 年に 1 度はお金がかかってきますので、まったく仕事がないところに、果たして登録を残しておくだろうかという、ある種のけん制効果があるんじゃないだろうかと実は考えています。ですけれども、今委員長がおっしゃいましたことは、確かにそういう要素はあるのかと、それと、公表するとしたら、非常に項目数も多いので、ホームページにはどういうふうに載せたらいいのかということがあります。それで、どんな形で公表するかについては、もう一段検討を深めさせていただきたいと思います。

1 つ言えることは、私どもとは委託の関係にもありますけれども、経済産業省の認定を受けた官公需適格組合ということで、江別管工事業協同組合という組合組織があるわけです。これは、公に認められた官公需適格組合というものでありますので、ここが、休日とか祝日、そういった対応を当番でやってくれているということもあるんです。だから、そういった部類のことについても、もう少し積極的に載せていく必要があるのかなと。今でもやっていないわけではないんですけれども、我々の水道を守るために 1 年 365 日の対応をしてくれている、そういう事業者の存在についても、きちっとお知らせしていく努力をしていきたいと思えます。

全体についての公表は、確かに、ご指摘の面もあるかと思うので、もう少し検討したいと思います。

委員長： 242 の業者数全部を機械的に載せるというよりは、少し選り取りしていただいて、その結果全部載せるというのであればそれでもいいのですが、無条件で全部載せるというのは少しこわいような気がします。もう少しご検討いただければと思います。

その他何かこの件について、ございませんでしょうか。

(7) その他

事務局から、施設見学(10 月中旬頃)の希望確認。次回の委員会は、来年 2 月上旬を予定している旨連絡。

7. 閉会